平成２７年（フ）第２５号
秋田県由利本荘市岩城亀田亀田町字亀田町110番地３
債務者　渡部　　茜
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２７年（フ）第２０４号
山梨県笛吹市石和町広瀬760番地　早稲田サンハイツＢ105
債務者　田代　正一
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２０４号
三重県桑名市大字下深谷部72番地２
債務者　姫野美恵子
1　決定年月日時　平成27年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第５８９号
京都府宇治市小倉町南浦21番地の142　１号、前住所京都府宇治市広野町東裏52番地の８第二西川マンション101号
債務者　高坂　孝行
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５９０号
京都府宇治市小倉町南浦21番地の142　１号、前住所京都府宇治市広野町東裏52番地の８第二西川マンション101号
債務者　高坂　良江
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６９８号
京都市西京区大原野東竹の里町２丁目１番地14棟203号
債務者　細江　美樹
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７１５号
京都市伏見区羽束師志水町130番地　カーサプラシード101
債務者　舩原　公明
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７４８号
京都市伏見区東柳町523番地　マンション聚楽２Ｄ
債務者　田中通商こと　田中　正之
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７６３号
京都府八幡市内里柿谷１番地
債務者　蔭　　竹雄
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７６９号
京都府八幡市男山弓岡５番地－Ｂ10－204
債務者　小倉　**隆彦**
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７７６号
京都市南区西九条南田町47番地５
債務者　木﨑　博美
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４９０号
兵庫県西宮市小松南町３丁目３番37－203号ロイヤル小松
債務者　森　　修
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１８７号
愛媛県松山市北条1067番地３
債務者　丸山　千穂
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２０５号
愛媛県伊予郡砥部町大南387番地
債務者　田邊　裕二
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２１０号
愛媛県松山市森松町324番地　森松団地17棟42号
債務者　永田　杏奈
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７４号
福岡県嘉麻市上山田1027番地
債務者　亀澤美智男
1　決定年月日時　平成27年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第３９号
福岡県直方市大字下境2532番地　県住１－608号
債務者　石橋　文佳
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
福岡地方裁判所直方支部